新潟市デジタル商品券　発行要綱

新潟市では、物価高に直面している生活者を支援し、消費の下支えを通じた地域経済の活性化を図るため、新潟市内の参加登録店舗で利用できる新潟市デジタル商品券を発行します。当該商品券事業の実施にあたり、下表のとおり新潟市から受託した新潟市プレデジ商品券事業運営共同体(以下、「事務局」という。)が商品券の発行に係る事務局業務を行います。

項番	項目	内容
1	業務運営	新潟市(以下「発行元」という。)は、事務局に対し、本事業に係るシステムの構築・運用、新潟市デジタル商品券の発行、販売、決済、換金事務、データ管理および効果測定に関する業務を委託します。また、事務局は、株式会社まちのわが提供するシステム(地域情報プラットフォーム)を利用して前述の業務を行います。
2	発行総額	54億円（プレミアム無償付与分を含む）
3	販売総額	45億円
4	販売口数	150万口
5	販売価格	1口あたり3,000円
6	販売上限数	1人あたり10口まで ※申込総数が販売総数を超える場合には、抽選による。
7	プレミアム率	20%(1口に対し、600円の上乗せがあり、販売額と併せて3,600円分使うことができる)
8	販売対象者	お申込み時点で、新潟市内にお住まいの方
9	販売方法	事前申込制による抽選販売
10	参加店舗	事前に申込み、登録された新潟市内の店舗・事業所
11	申込期間	令和8年7月15日(水)10:00～令和8年7月31日(金)23:59
12	抽選結果発表	令和8年8月10日(月)10:00
13	購入期間	令和8年8月10日(月)10:00～令和8年9月11日(金)23:59
14	利用期間	令和8年8月10日(月)10:00～令和8年12月25日(金)23:59
15	新潟市デジタル商品券について	・参加店舗において利用期間内に限り利用可能とします。 ・物品の販売または役務の提供などの取引において利用可能とします。 ・購入後のキャンセル及び、返金はできません。 ・第三者への売買、譲渡、現金との交換は禁止とします。 ・現金との併用は可能です。(支払いの可否については、店舗ごとの規定によります。) ・盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、事務局は責を負いません。 ・不正使用が疑われる場合は、法的措置をとる場合があります。
16	新潟市デジタル商品券の申込・購入について	【申込方法】 ・新潟市デジタル商品券の利用に当たっては、専用の新潟市デジタル商品券アプリが必要です。新潟市デジタル商品券の利用希望者は、保有するスマートフォン等の端末が指定するアプリストアより新潟市デジタル商品券アプリをダウンロードし、個人情報の登録及び着信認証による携帯電話番号認証を行います。 ・アプリの登録が完了すると、一人につき1口3，000円～10口30，000円分の新潟市デジタル商品券の申し込みを行うことができます。 【抽選】 ・申込総額が販売総額以下の場合には、全希望者に対し、申し込んだ全口数分の新潟市デジタル商品券を当選とし、購入及び利用を可能とします。 ・申込総額が販売総額を超える場合には、全希望者に1口当選とした上で、2口目をランダムに抽選します。※申請者数により、当選口数の設定は異なります。

16	新潟市デジタル商品券の申込・購入について	【購入】 ・当選者は、クレジットカードまたはコンビニエンスストア、ATM、キャリア決済にて当選した口数分の支払いを行います。 ・当選者が購入期限（9月11日（金））までに購入をしない場合には、当選者の権利は失効します。新潟市デジタル商品券の販売状況により事務局が別に定める方法で再募集する可能性 があるものとします。
17	決済方法	・新潟市デジタル商品券の利用者は、参加店舗スタッフの確認の下、店内支払い場所に備えられた 二次元コードを自ら保有するスマートフォンにより読み取り、支払金額を入力し、決済を行います。 ・万が一、新潟市デジタル商品券の未利用残高が商品等の代金に満たない場合は、利用者は、原則として商品やサービスを受けることはできないものとします。但し、一部の参加店舗では、不足額を現金または参加店舗の指定する方法で支払うことにより商品やサービスを受けることができるものとします。
18	払い戻し・失効	【払い戻し】 利用者は、新潟市デジタル商品券を購入した後に、払い戻しをすることはできません。ただし、天災地変その他、これに準ずるやむを得ない事象によるものであると事務局が認めた場合はこの限りではありません。 【失効】 令和8年8月10日（月）から令和8年12月25日（金）までの利用期間終了をもって新潟市デジタル商品券の未使用分は失効します。
19	禁止事項	新潟市デジタル商品券の他人への譲渡、新潟市デジタル商品券にかかるシステム上の履歴の改竄、偽造などの不正行為の一切を禁止します。
20	電子商品券の利用対象にならないもの	以下の商品又はサービスは取引対象外とします。 ・出資や金融商品の購入（有価証券等） ・国及び地方公共団体への支払い（税金、国民健康保険料等） ・換金性があり、広域的に流通するものの購入（例：商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード、金・銀等） ・たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）に規定するたばこの購入 ・事業活動に伴う経費の支払い ・資産形成となるものや地代等への支払い（土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車場料金等） ・デジタル商品券の現金化、金融機関への預け入れ ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第2条第5項に該当する営業に係る支払い ・特定の宗教・政治団体に関わるものや、公序良俗に反するもの ・新潟市有料指定ごみ袋、収入証紙（粗大ごみ）の購入 ・デジタル商品券を担保に供すること、または質入れすること ・その他、法律で禁止されている商品や参加店舗が独自に除外している商品 上記内容は、発行元と事務局との協議により変更となる場合があります。
21	附則	・この要綱は、令和8年5月11日（月）より施行します。

（別記）

第2次販売について

項番11の期間中の申込状況から、以下に定める方法でも販売を行います。

1. 販売対象者
   項番11の期間中に申し込みをしなかった方、または購入口数が上限の10口に達していない方。ただし、項番8の対象者に限ります。なお、項番11の期間中の申込数との合計が10口に達した方は、その時点で第2次販売分の購入が終了となります。

2. 販売方法
   先着順

3. 購入期間
   令和8年8月17日(月)10:00～令和8年9月11日(金)23:59　ただし、予定販売数に達し次第、販売終了となります。なお、申込後、24時間以内に購入しない場合、及び上記購入期間中に購入しない場合は、申込が失効します。

この別記は、令和8年8月17日(月)より施行します。